

徳之島町農業委員会

第5回定例会

議事録

令和6年5月13日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和6年5月13日（月）午後4時00分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

4. 委員 出席 14人 欠席 0人

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員 出席 4人 欠席 0人

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	川 田 隆 博
主事	米 島 武勇幾

議長

おはようございます。

それではこれより、5月の農業委員会定例会を行います。

本日は、出席となっておりますが、〇〇委員が若干遅れるそうですのでご了承下さい。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が5件です。署名委員は、④番委員と⑫番委員となっておりますので宜しくお願い致します。議案は一括して事務局が説明することに致しますので宜しくお願い致します。補足などがありましたら審議の段階で担当委員からお願い致します。

それでは議案16号、農地法3条の許可申請について受付番号20号から24号まで事務局より一括して説明をお願い致します。

事務局

はいそれでは、事務局の方から説明致します。受付番号20号、譲渡人、井之川の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳、申請区分面積が田の1,269㎡、権利取得後の面積が1,407㎡、贈与の受贈で、農業の継承となっております。親子関係です。

事務局

続きまして受付番号21号。譲渡人が、亀徳の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が修正をすいませんお願い致します。徳和瀬の〇〇〇〇さん〇〇歳です。申し訳ないです。申請区分面積が、730㎡。権利取得後の面積が730㎡。贈与の受贈で新規就農となります。

続きまして受付番号22号。井之川の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が下久志の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、畑の17,821㎡。権利取得後の面積が32,196㎡。農業の廃止の規模拡大です。約1町5反で〇〇〇万円。反あたり〇〇万円となっております。

続きまして受付番号23号。亀津の〇〇〇〇代表、〇〇〇〇さん。譲受人が、亀津、〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、3,426㎡。権利取得後の面積が、69,351㎡。農業の縮小の規模拡大となっております。贈与の受贈です。この件につきましてちょっと補足の説明致します。農地所有適格法人で、農地を持っていました、〇〇〇〇さんなんですが、当初畜産業で農業を開始していましたが、現在畜産業の方は廃業してまして、農地所有適格法人の要件の4要件というのがありまして、その中で現在農業収益が、収入の半分以上ないといけないということ、議決権、役員の議決権が過半数以上ないといけないという事がありまして、現在〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんからの土砂の受け

入れによる農業外の収入と、議決権につきましても50%〇〇〇〇さんが取得しているという事で、農地所有的確法人を満たしてないのではないかという事で、事務局から説明致しまして今回それをする為には要件を満たすようにするか、一端農地を〇〇の方に戻すかという話しをしまして、〇〇〇〇さんの方から、所有物件を移動するという事がありましたので、今回3条申請があがってきております。

宜しくお願い致します。

事務局

続きまして受付番号24号。兵庫県、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀徳、〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、4,111㎡。権利取得後の面積が、18,265㎡。これにつきましては、賃借権の設定を行っております。農業の廃止で、規模拡大で4,111㎡となっておりますが、実際植栽面積が、15,000㎡あるという事で反〇万の年間〇〇万円で契約を結んでおります。

審議の、宜しくお願い致します。3条の許可申請5件であります。稟議の程宜しくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。

これより質疑に入りたいと思います。

受付番号20号について、質疑のある方挙手をもって宜しくお願い致します。

(特に声なし)

無ければ質疑を打ち切ります。採決致します。受付番号20号について、賛成の方の挙手をもって宜しくお願い致します。

(全員挙手))

はい許可する事に致します。

議長

続きまして、受付番号21号について質疑に入ります。質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。

質疑は、ないですか。

②番委員

ちょっといいですか。〇〇〇〇さん〇〇歳。

事務局

〇〇歳ですいません。

②番委員

〇〇歳で730㎡。農業の実態が実際あるのか、ないのか。初めてだから。

事務局

この件につきましてちょっと〇〇委員と、私がすいません。連絡がうまくとれてなくて私が事務局の方で、〇〇〇〇さんと会いまして確認しました。

この農地については以前から所有してて、名義だけが変わっていなかったと言う事で、今日変えると言う事と、農地パトロールでもまわってたんですが、遊休農地となっております。そこを重機を入れて今その畑をきれいになったのを確認しました。本人曰く、ちょっとずつ野菜を植えていく。農業をしていくと言う事で話しを伺っております。実態としては農業をやると言う意思是確認しております。

②番委員

はい、わかりました。

議長

他に質疑はないですか。なければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号21号について許可する方の賛成の方の挙手を持って宜しくお願い致します。

(全員挙手)

はい、全会一致で許可する事に致します。

議長

続きまして受付番号22号について質疑に入ります。質疑のある方挙手を持って宜しくお願い致します。質疑はないですか。

⑧番委員

この畑は、〇〇〇〇の畑なんだけど農免道路でイノシシもくるし、土は赤土じゃないと言う事で、まァ〇〇万と言う事でそれが高いかどうか分からなけど、うちも大体〇〇万ぐらいじゃないですかと言う感じで連絡しましてそのようにしました。メスの牛を飼ってるもんだから草を植えると言う事です。

議長

他にございせんか。なければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号22号について許可する事に賛成の方の挙手を持って宜しく願ひ致します。

(全員挙手)

議長

はい全会一致で許可する事に致します。続きまして受付番号23号について質疑に入ります。質疑のある方の挙手を持って宜しくお願い致します。

②番委員

〇〇〇〇さんは、過去には畜産の大規模経営をされていたわけですが、さっきの説明があった通り農地所有適格法人には該当しないということですので、ここに出ているのは3,428㎡ですが、この農地はこれだけなのかまだ相当な面積あると思うんですけど、この返却はずれた場合は、全部処理するのか、どうなのかちょっと・・・聞き取れず

事務局

また補足で説明致します。農業するには、農業法人という事で法人が農業するのは構わないんですが、法人が農地を自分で所有するという事に対して農地所有適格法人って言うのを満たさないと、農地を取得できないという事になってまして、現在、〇〇〇〇さんが取得しているのが〇〇〇〇の名義であるのがこの全筆3,426㎡です。また〇〇〇〇さんとして、キビを作って出荷はしているそうです。農業は行っているので、この農業を行うのは今まで通り農業法人でもらって、ただ農地を所有する資格はないという事で話しております。

これが法人の会社には、年一回農地所有適格法人の届け出と言う事で義務されてまして、その届け出で確認して今回話しを致しました。賃借権を結んで、農業を廃止するのは構わない。

②番委員

他の面積は全部、〇〇〇〇さんでたくさんあるでしょう。

事務局

そうですね。この〇〇〇〇名義なのが4筆、3筆ありまして・・・

②番委員

はいはいわかりました。

議長

宜しいでしょうか。他にはございませんか。他に無ければ質疑を打ち切ります。受付番号23号について採決します。許可する事に賛成の方の挙手を持って宜しくお願い致します。

(全員挙手)

議長

続きまして受付番号24号について質疑に入ります。

④番委員	ひとつ宜しいですか。
議長	はいどうぞ。
④番委員	〇〇〇〇さんの申請区分が、4,111㎡なんですが、登記・登記上は4,111㎡。実際は、15,000㎡ぐらい1町歩ぐらいありますね。そうなった場合、売買とかそう言うのって単価があるじゃないですか。
事務局	その3条で売買があった場合は、登記上面積で、反いくらで私は報告すると思います。
④番委員	単価がすごく上がってくるじゃないですか。
事務局	上がってきます。
④番委員	でしょうね。そのような場所は・・・
議長	こう言うのあれね。地積とか入ってないの。
事務局	地積が入ってなくて。
④番委員	地積が入ってない。
議長	地積が入ったら大きく出来るんじゃない。
④番委員	ややこしい所で・・・。
②番委員	土地広げてるわけね。
他委員	聞き取れず・・・
事務局	売買となったら境界・面積しっかりして売買しないとトラブルになるんでそこは、そこをして下さいとしか言えない・・・。
議長	筆界未定。

④番委員	筆界未定。 わかりました、はい。
他委員	聞き取れず・・・。
事務局	5年で〇〇さん借りていて、今回契約が切れまして、新たに5年結ぶのに・・・周りが畑総入ってる人で、そこ残ってるのが1町5反面積が出せるんで、その反〇万と言う事で。
②番委員	その広げてるある土地がホントに〇〇さんのものか・・・聞き取れない確認しないと。それ一言、言ってた方がいいかもわからん・・・聞き取れず。
事務局	〇〇さんから指摘あったように、ちょっとここは実測と、登記簿面積が違うのはあくまでもお互いの規約なのでトラブル・・・聞き取れず。
②番委員	聞き取れず。
議長	<p>ちゃんとした賃借契約書面積が、4,111㎡で・・・聞き取れない。</p> <p>他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号24号について許可する事に賛成の方の挙手を持って宜しくお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい全会一致と言う事で許可する事に致します。</p> <p>以上で5月の定例会を終了致します。</p>

令和6年5月13日

署名委員

崎 田 広 光

林 慶 造